

朝日町公告第27号

朝日町財産の取得、管理及び処分に関する条例第2条に基づき入札により売却するため、次のとおり公告する。

令和8年6月26日

朝日町長 矢野 純男

町有地売払公告書

記

1 売払物件

物件 番号	物件所在地	土地の地目 建物の種類・構造	面積 (㎡)	予定価格(円) (最低売却価格)	備考
1	[土地] 朝日町大字柿字元田			24,900,000	旧南保育園
	1067番	宅地	687.60		
	1068番	宅地	697.52		
	1069番3	宅地	227.10		
	[建物] 朝日町大字柿字元田	校舎			
1067番	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	492.92			
1068番					
家屋番号： 1067番					

2 入札に参加することができない者

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 入札日において18歳未満の者
- (2) 売払物件を契約上の条件に反して利用しようとする者
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (4) 朝日町の行った普通財産の売払いに関し、次のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から入札日時点で2年を経過していない者
 - ① 一般競争入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ② 落札者が町との契約を締結すること又は町との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ③ 正当な理由がなく町との契約を履行しなかった者
- (5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する町職員
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第6号までに規定する者その他反社会的団体及びこれらの構成員並びにこれらの者から委託を受けた者

3 入札参加の申込み

- (1) 日時 令和8年7月13日(月)から7月31日(金) (土日祝日除く)
午前9時00分から午後4時30分
- (2) 場所 朝日町役場 総務課
- (3) 入札の参加申込みをしようとする者は、上記の日時までに町有地売払一般競争入札参加申込書及び誓約書に履歴事項全部証明書(法人のみ)、住民票抄本(個人のみ)、印鑑登録証明書を付して持参または郵送により提出すること。(各証明書は、発行日から3か月以内のもの)

4 現地見学会

- (1) 日時 令和8年7月23日(木)
午前10時00分から午前10時30分
- (2) 物件の引渡しは現状有姿で行うため、見学会に参加されない場合は、必ず各自で現地を確認すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年8月18日(火) 午前10時00分から
※入札締め切り後、直ちに開札する
- (2) 場所 朝日町役場 2階 大会議室

6 入札の無効

町有地売払一般競争入札実施要領(以下「実施要領」という。)に規定する「入札の無効」に該当するときは、当該入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が予定価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、当該入札者又は代理人はくじを辞退することができない。

8 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札当日の受付時に入札金額の100分の5以上に相当する額の入札保証金を保証小切手で納付すること。
- (2) 落札者以外の入札者の入札保証金は、落札者の決定後、直ちに還付する。なお、この場合、利子を付さない。
- (3) 落札者の入札保証金は、契約保証金、又は契約金額に充当します。ただし、落札者が契約を締結しないとき又は落札後に「入札に参加することができない者」のいずれかに該当する者であることが判明し、その入札が無効になった場合は、町に帰属するものとする。

9 仮契約締結期限

令和8年8月25日(火)

10 本契約締結予定日

令和 8 年 9 月定例議会議了後

11 契約金額の納付

- (1) 売買契約を締結した落札者は、売買本契約締結時に契約金額を町に納付しなければならない。ただし、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額（1 円未満の金額は、切り上げるものとする。）の契約保証金を売買本契約締結時に町に納付すれば、売買本契約締結日の翌日から起算して 30 日以内に契約金額から契約保証金を差し引いた残額を納付することができる。また、契約保証金に利子を付さない。
- (2) 契約保証金は、落札者が契約金額を売買本契約締結の日から起算して 30 日以内に納付しない場合、又は契約書に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、町に帰属するものとする。

12 所有権の移転

落札物件の所有権移転は、契約金額を完納したときとする。所有権移転登記は、契約金額完納後、町において行う。

13 引渡し

旧南保育園の建物を含む売払物件は現状有姿のまま引き渡し、本物件に関する境界確認に関する事項は落札者において執行することとし、境界立会いに関する一切の費用負担は落札者とする。

14 公租公課等

落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税、契約金額完納後の公租公課その他の経費は、落札者の負担とする。

15 その他

- (1) 落札物件に隠れた瑕疵があっても、町はその責めを負わない。
- (2) 本件は、朝日町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年朝日町条例第 3 号）第 3 条に規定する議会の議決に付すべき財産の処分に当たるため、落札者決定後、売買仮契約を締結し、議会の議決を経た後に売買本契約を締結する。ただし、議会の承認が得られなかった場合、売買本契約は締結せず、入札保証金を返還する。
- (3) 入札に際しては、実施要領を遵守すること。